

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（ ）      DB基金（ ）      DB規約（ ）  
DC      （ ）      会計基準（ ）      その他（○）

【タイトル】 第11回社会保障審議会年金部会／  
高齢期の就労と年金受給の在り方について

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2019年10月9日、第11回社会保障審議会年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00013.html)

【議事】

事務局から、以下のような整理が示されました。

（1）在職老齢年金制度の見直しの検討

- ・ 65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）について、①基準額を47万円から62万円に引き上げ（所得代替率は2019年財政検証オプション試算のケースⅢで▲0.2%）、あるいは②完全撤廃（所得代替率はケースⅢで▲0.4%）を検討。
- ・ 60歳台前半の在職老齢年金制度（低在老）については、①現行存置あるいは②高在老と同じ基準額に引き上げ。

- ・基準額62万円は、現役男子被保険者の標準報酬額（42.5万円）に+1標準偏差を加えて算出。
- ・現在は、65歳以上の在職している年金受給権者の2割弱が支給停止の対象となっている。基準額を62万円に引き上げた場合は、1割弱が対象となる。
- ・現在は、60歳台前半の在職受給権者の半数強が支給停止の対象となっている。基準額を62万円に引き上げた場合は、1割弱が対象となるが、低在老は、支給開始年齢引上げ（男性2025年度、女性2030年度）が終了する2030年度に終了する。
- ・在職老齢年金制度による支給停止分は、繰下げによる増額の対象とはならない。
- ・在職老齢年金制度による就労抑制効果は、60歳～61歳と65歳～69歳では確認できないという研究結果がある。

## （2）就労期間の長期化に対応した被保険者期間の在り方の検討

- ・基礎年金拠出期間の延長（40年から45年）、厚生年金加入期間の延長（70歳から75歳）の所得代替率への効果（2019年財政検証オプション試算のケースⅢでそれぞれ+6.8%、+0.3%）
- ・60歳～64歳の保険料拠出能力（就業率は増加。一方で非正規が多い。）

これらの事務局からの説明に続いて、委員からは次のような意見が出されました。

### 【委員からの意見（主なもの）】

- ・在職老齢年金の廃止について、単独では所得代替率が下がるため、適用拡大などの他の制度改革とセットで見直し、全体としては下がらないような見せ方にすべき。（大学教授）
- ・高齢者が働かない理由について、在職老齢年金にまで話が及ぶことはほとんどない。在職老齢年金に就労意欲を阻害する効果はない可能性もある。（大学教授）
- ・その他、廃止に慎重な意見、基準額を62万円とすることの妥当性に関する意見あり。（複数委員）

- ・ 60歳～64歳では非正規の方も多く、保険料拠出能力については、留意して検討を進めるべき。(大学教授)
- ・ 厚生年金加入期間について、企業負担にも留意すべきだが、70歳台の方は、非正規も多く、大きな企業負担にはならないかもしれない。  
(社会保険労務士)

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)